

放課後等デイサービス事業 運営規程

【 あいちゃん家 】

(事業の目的)

第1条 株式会社 ツーピースコーポレーションが設置経営するあいちゃん家（以下「当事業所」という。）が行う放課後等デイサービス事業（以下「障がい児通所支援」という。）の適正な運営を確保するために、人員（以下「従業者」という。）及び管理運営に関する事項を定め、事業所の指導員及び保育士が、障がい児に対し、適正な障がい児通所支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 当事業所の従業者は、障がい児が日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適応することができるよう、障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。

当事業の実施に当たっては、関係市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 障がい児通所支援を行う当事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 放課後等デイサービス あいちゃん家
- 2 所在地 徳島県徳島市国府町日開字中898番地4

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 当事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者1名（常勤・兼務職員）
管理者は、当事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- 2 児童発達支援管理責任者1名（常勤）
児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成の業務のほか、当事業所に対する事業の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。
- 3 保育士又は児童指導員等有資格者4名以上（常勤職員1名以上）
個別支援計画に基づき障がい児及び障がい児の保護者に対し適切に指導等を行う。

但し、法定の人員基準を満たした上で、配置人数に変更が生じることがある。

(営業日及び営業時間)

第5条営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日：月曜日～金曜日とする。土曜日はイベント開催時のみ営業する場合がある。
また、12月30日～1月3日と8月12日～8月15日までは原則として除く。
- 2 営業時間：午前9時～午後5時までとする。
- 3 サービス提供時間：学業日は午後1時～午後5時・学休日は午前10時～午後5時(時間外要相談)
- 4 事業所等の都合にて、臨時休業とする場合がある。

(障がい児通所支援の利用定員)

第6条当事業所における利用定員は、次のとおりとする。

- 1 放課後等デイサービス 20名。

(障がい児通所支援の内容)

第7条 障がい児通所支援の内容は、次のとおりとする。

- 1 個別指導訓練
指導訓練目標を設定した個別プログラムに沿った個別指導訓練を行う。
- 2 集団指導訓練
指導訓練目標を設定した個別プログラムに沿った集団指導訓練を行う。
- 3 関係機関との連携
保健、医療、教育を含めた支援システムを構築するため、関係機関と連携を図る。
- 4 健康状態の確認
- 5 相談、助言に関すること
障がい児及びその保護者の日常生活における支援等に関する 相談及び助言を行う。
- 6 送迎サービス
事業所の所有する車両により、障がい児を居宅及び学校と当事業所間の送迎を行う。
- 7 5領域を全て含めた総合的な支援を提供
健康・生活…生活の中で計画を立てる力
運動・感覚…手先の動き、力の入れ方等の習得
認知・行動…空間認知力の向上、指示の読み取り
人間関係・社会性…わからない所でヘルプを出せる
言語・コミュニケーション…指示理解、友達との協力
上記をもとに個別支援計画を作成し、ST・OT・SSTを行う。

第8条 主たる対象者を身体障がい児、知的障がい児、発達障がい児とする。

(障がい児の保護者から受領する費用の額及びその他の費用の額)

第9条

- 1 障がい児通所支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準額によるものとし、障がい児通所支援が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。ただし、市町村が定める月額負担上限額の範囲内とする。
- 2 その他の費用の額は、次のとおりとする。
上記に掲げるもののほか、障がい児通所支援において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その障がい児の保護者に負担させることが適当と認められる費用
- 3 前1項の費用の支払いを受けた場合は、領収証を交付するものとする。
- 4 第2項の費用に係るサービスの提供に当たっては、障がい児の保護者に対して事前にサービスの内容及び費用について文書で説明を行うこととする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、徳島市、石井町の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 障がい児が障がい児通所支援の提供を受ける際は次の各号に掲げる、事項に留意して事項に留意してもらうよう説明を行うものとする。

- 1 室内の機器使用に当たっては、従業者の指示に従うこと。
- 2 サービスを利用するにあたって、利用者は宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の利用者に迷惑を及ぼすことを行ってはならない。

(緊急時等における対応方法)

第12条 従業者は、障がい児通所支援の提供を行っているときに障がい児の病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第13条 障がい児通所支援の提供中に天災及びその他の災害が発生した場合、従業者は障がい児の避難等適切な措置を講ずる。
また、防火管理者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、従業者に周知徹底を図るとともに、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。
また、非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を定期的に行うものとする。

(契約時の文書の交付)

第14条 障がい児及び障がい児の保護者に対して、運営規程の概要、勤務体制その他重要事項を、記した文書を交付して説明を行うものとする。

契約締結に際しては、提供する障がい児通所支援の内容、苦情受付窓口等を記載した文書を交付するものとする。

(サービス提供の記録)

第15条 障がい児通所支援を提供した際は、その提供日、内容、実績日数、利用者負担額その他必要な事項を記録し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(勤務体制の確保等)

第16条 管理者は、従業者の勤務の体制を定めるとともに、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- 1 採用時研修採用後1か月以内
- 2 継続研修年1回以上

(衛生管理)

第17条 従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めるものとする。

(重要事項の掲示)

第18条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持)

第19条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。

従業者であった者に、業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に明記する。

(苦情解決)

第20条 障がい児通所支援の提供に対する障がい児及び障がい児の保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第21条

- 1 障がい児に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに県、市町村、障がい児の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 サービスの提供に伴って当事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 当事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

(虐待防止・身体拘束適正化委員会に関する事項)

第22条 障がい児通所支援の提供に対する障がい児の人権擁護・虐待の防止等に対応するため、責任者の設置、相談窓口の設置等苦情解決体制の整備成年後見制度の利用支援、職員に対する研修その他必要な措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止に関する委員会を設置し、検討結果について従業員へ周知するものとする。
- 2 成年後見制度の利用支援を行う。
- 3 苦情解決体制の整備を行う。
- 4 虐待防止マネージャーを選定し、従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施(内・外部研修年間2回以上)を行い、従業員の人権意識の向上、知識や技術の向上に努める。
- 5 虐待の疑い又は発生した際は、第三者委員を交え虐待防止委員会を実施し、原因の分析と再発防止に努める。
- 6 指定児童発達支援の提供にあたり従業員が悩みや苦勞を相談できる体制を整えると共に利用者及びその家族の権利擁護に取り組めるよう環境を整備に努める。

身体拘束適正化委員会の設置

- 1 設置目的
身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
身体拘束廃止に関する取り組みの全職員への指導
- 2 身体拘束適正化委員会の構成員
管理者、児童発達支援管理責任者、保育士
その他、委員会の設置趣旨に照らして必要と認められる者
※この委員会の担当者は管理者とし、参加可能な委員で構成する。
- 3 身体拘束廃止委員会の開催に関して
身体拘束適正化マネージャーを選定し、従業員に対する身体拘束の廃止を啓発・普及するための研修の実施(内・外部研修年間2回以上)を行い、従業員の人権意識の向上、知識や技術の向上に務める。

(業務継続計画の策定等)

第23条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所支援の提供を継続的に実施するための、及び非日常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
 - (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2) 継続研修 年1回以上
 - (3) 訓練の実施 年1回以上
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(衛生管理等)

第24条 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じる。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の設置
委員会の開催 3か月に1回以上
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施
採用時研修 採用後1か月以内
継続研修 年2回以上
訓練の実施 年2回以上

この規程は、平成29年3月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、平成29年6月1日から施行する。

この規定は、平成29年6月19日から施行する。

この規定は、平成30年3月26日から施行する。

この規定は、令和2年1月1日から施行する。

この規定は、令和4年4月1日から施行する。

この規定は、令和4年6月1日から施行する。

この規定は、令和5年4月1日から施行する。

この規定は、令和5年5月8日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年5月1日から施行する。